

福島原発作業員の方々の健康管理の件。 | TheNews

<おしどりマコ>

先週は空いてしまいました、ごめんなさい。この「脱ってみる？」の形態についていろいろ考えるところがあったからです。かなり長いでしょう？ そうすると、インターネットのキーワード検索に引っかかりにくいのですって。そうすると、私が目指している、情報のダダ漏れ、情報を探している方のところにピンポイントで届けるということが達成できません。かといって、細切れにすると、この記事の編集をしている方、デザイナーの方に負担をかけてしまいます。ほぼボランティアですのにね！ あ、私もか！ では長くせずに、連載当初のようにピックアップしたもので短い記事にしようか...と考えたすえ、いや、まあ、マガジン9の水曜更新という形態と、記事の長さを脱ってみようか、ということで、編集さんとデザイナーさんに負担をかけるほうを選びました、ごめんなさい。

ということで、まず1つめのトピック、福島第一原発で働く作業員の方の健康管理について。統合本部の合同会見で、最近ずっと質問をしています、かなりの量なので、これははしょって、要点だけに。

前回書いた「鼻スミア試料」は全く取っていない、とのこと。作業員の方々が高線量、内部被曝をされた方は吸入被曝によるものなので、被曝直後に鼻スミア試料を取り、核種の組成を調べるべきなのですが。東京電力はホールボディカウンターで測定したからいい、と回答しますが、ホールボディカウンターはγ線放出核種しか測定できません。プルトニウムやウランなどのα線放出核種は被曝直後に鼻スミア試料を取り、検出されれば、肺モニターなどにかけるということなのですが。いっさい鼻スミア試料は取っていない、という回答でした。α核種の被曝の可能性もあるのに大丈夫なのかしらね？

そして、10月6日の朝に、福島第一原発で8月から働いておられた作業員の方がお亡くなりになりました。死因はまだ公表されておられません。しかし東京電力は「男性の被ばく線量は低く、放射線が原因とは考えにくい」というコメントはさっさと出しています。これで亡くなられた方は3人目。心筋梗塞、急性白血病、そして死因は非公表の方。

福島第一原発という同一敷地内で数ヶ月以内に3人も亡くなられましたが、これは自然なことなのでしょうか？ 行政解剖を行なうよう、政府として警察庁に指示されないのでしょうか？ という問いを形を変えしつこく聞いていますが、園田政務官は「その予定は無い、東京電力の報告を待つ」というお答え。

司法解剖は犯罪性が疑われるようなときね。

行政解剖は、児童虐待などの加害者側が隠蔽を図るようなケースや、社会的要請がある場合に行なわれます。この原発事故の場合は当てはまると思うんだけどな？ そして謎のウィルスや食中毒などが疑われるようなときも行政解剖が行なわれるんだけど、これは検疫法や食品衛生法により、遺族の承諾無く行政解剖を執行されます。しかし、この原発事故の場合はそうではないですが、死体解剖保存法第7条により、遺族の承諾があれば行政解剖ができるのです。

過去の件も含め、この亡くなられた3人の方が労災の場合、現段階で、加害者側である東京電力の産業医という自己申告しか情報がありません。

このようなことを絡めながら、何度も政府として行政解剖をされるおつもりは無いのか、園田政務官に聞いていますが、「その予定はない、東京電力はきちんと報告している」とのこと。

——私は、同一敷地内で数ヶ月以内に3人の方が「病死」されることは不自然だと思うんだけど、園田政務官として、それは「自然」なこととお考え？

園田政務官「私は答える立場に無い」

——じゃどなたにお聞きしたらいいのか教えてください、園田政務官が回答をお持ちでないのなら、どなたがお持ちなの？

園田政務官「確認してみます」

これで10月6日、11日の合同会見の亡くなった方への行政解剖について、一連の質問が終わっています。

9月に作業員の方々の健康管理のことを質問しだしてから、調べるにつれて、むちゃくちゃな管理、という
か全く管理されてないことがわかってきました。

ドキドキしながら、申し訳ない、と思いながら、動いていると、10月1日、いわき市のトークイベントに
伺ったとき、福島第一原発で働く作業員の方とお会いしました。向こうのほうから話しかけてくださり、実
は僕...と話してくださいました。ツイッターでお互いフォローしていたのですが、お会いするのは初め
で。[@sunnysunnynismo](https://twitter.com/sunnysunnynismo)、サニーさんです。

そして、福島第一原発の状況のことをいろいろお聞きしました。

「僕はもう、平成22年度末で死ぬと思ってましたよ」

つまり、3月の事故直後はそれほど酷い状況だったということ。サニーさんは事故以前からずっと福島第一
原発で働いておられたのです。

「僕は何らかの健康被害が出るでしょう、長生きできないかもしれません。僕はずっと原発で働いてきたけ
れど、今の状況はムチャクチャです。何もかも、規制が緩くなり、何も管理されていません」

例えば、以前は原発敷地内から出るとき、サーベイをして100cpm以上のものは持ち出せなかったのだ
けれど、今は靴をサーベイして

「3000cpm! はいオッケー!」

「ええ!? いいの?」という世界なんだそう。

基準が2万cpmまで上がったのですが、今は少し下がって1万8千cpmとのこと。

そして、10月11日にサニーさんからお電話がありました。その中のお話でショックなことを聞きました。

サニーさん「僕はもうパンクしたから後方支援中心です」

——え? パンク? 線量限度を超えたってこと?

サニーさん「そう、僕の会社の限度に達しそうだから」

事故以前は一日の線量限度が0.9mSVだったのですが、事故以降は2時間で15mSV浴びたこともあった
そうです。

彼はまだお若くて、30代くらいでしょうか? 気をつけて、などと気休めのことは言えないのですが、言
わずにはおれません。いや、何を言ったらいいの?

福島原発事故で働いておられる作業員の方々は、今も私たちの代わりに決死の覚悟で命がけで働いておられ
ます。私ができることは、作業員の方々がきちんと健康管理、ケアされるように、そして手厚い援助が受け
られるように、東京電力や政府や関係機関を調べてせっついて、声を上げ続けることです。外からだとな
なことしかできないけど、せめて!ほんとサニーさんいい方なんだ!

手厚い援助、と書いたのには訳があります。9月13日に東京電力が無償提供していた食事が打ち切られま
した。サニーさんによると、今、どんどんいろいろなものがコストカットされているそう。食事手当、駐車
場手当、危険作業手当...いろいろ。

——ちょっと待って、危険作業手当を削るって、実質まだ危険作業をやっているのでしょうか?

サニーさん「そうだけれど、東京電力が元請けにもお金を支払わなくなってきたので、どんどんいろいろ
ものが削られていて、危険手当は削られるはずは無いんだけど、実質まだ受け取ってないから」

絶句! 将来の健康管理どころか、現在のケアもされてないんですね?

健康管理がなされてない、と気付いたことの1つに、水晶体の**検査**があります。

作業員の方々の健康管理は保安院と労働局の二重規制とのこと。調べてみると、厚生省の労働局による「電
離放射線障害防止規則(電離則)」と、保安院の「原子炉等規制法」の「実用炉規則」の中の線量限度とい
う形で規制されています。

それにはそれぞれ、水晶体、皮膚のことが特記されています。

全身の実効線量だけの線量限度だと、放射線の影響を直接受けやすい水晶体と皮膚は確定的影響が出やすい
ので、それぞれ、水晶体の等価線量、皮膚の等価線量を決められています。これは実用炉規則。

そして、電離則の中の「電離放射線健康診断」には、血液**検査**、水晶体の**検査**、皮膚の**検査**が義務付けられています。

これはICRP勧告の中の過大被曝をした作業従事者への特殊健康診断と全く同じで、被曝の水晶体への影響、放射線白内障のしきい値が他の疾病のしきい値に比べて低いからなのです。

ちなみに放射線白内障のしきい値はICRP（2011.4.17-21の組織反応に関するステートメント）で0.5 Gy（γ線として500 mSV）、日本では余裕を持たせて300 mSVとなっています。

福島労働局に健康診断について確認すると、3月16日に東京電力に、そしてそれ以降順次、下請け会社に、電離放射線健康診断と同等の健診を毎月するように通達した、とのこと（通常時は6ヵ月に1回なのです）。

——その**検査**項目は何ですか？

福島労働局「電離放射線健診と同等の**検査**項目となっています」

——具体的にお願いします、水晶体の**検査**は入っていますか？

福島労働局「ええと、水晶体の**検査**は入っていません」

——どうしてですか？ 電離放射線健診と同等なら入っているはずでは？

福島労働局「ほぼ同等ですが**抜**かれているものもあります。その代わり付け加えられているものもあります」

——付け加えられているものは？

福島労働局「体重測定です」

——体重測定？ 水晶体の**検査**の代わりですか？ 何のために？

福島労働局「水晶体の代わりというわけではなく、被曝をすると、体重が減少する、という話があるそうなので...」

——え、被曝すると体重が減るんですか？ 初耳ですが、その根拠とかICRP勧告とか論文、事例など教えて頂けませんか？

福島労働局「私も詳しく知らないのですが、そういうことになった、と聞いておりますので...」

緊急時作業時の労働局から毎月健康管理するように、という通達に、なぜか水晶体の**検査**（白内障のチェック）が**抜**かれていることがわかりました。

そして原発事故以前の実用炉規則によると、作業員の方々の通常時の線量限度が

全身の実効線量 : 50 mSV/y
水晶体の等価線量: 150 mSV/y
皮膚の等価線量 : 500 mSV/y

となっています。

そして緊急時作業のときの線量限度が

全身の実効線量 : 100 mSV/y
水晶体の等価線量: 300 mSV/y
皮膚の等価線量 : 1000 mSV/y

となっています。緊急時は通常時の2倍というわけですね。

しかし、現在の事故後（3月30日改正）の実用炉規則の線量限度は「経済産業大臣の定める線量限度」となっています。ひょっとして臨機応変に上げ放題にするつもりだったのかしら？

そして経産大臣の定める線量限度は、全身の実効線量しか発表されていません。

全身の実効線量 : 250 mSV/y

これが事故以前のように等倍なら、

水晶体の等価線量: 750 mSV/y

皮膚の等価線量 : 2 5 0 0 mSV/y

となり、水晶体の等価線量限度は放射線白内障のしきい値を越えてしまいます。

保安院の森山さんに現在の水晶体と皮膚の等価線量の線量限度はいくらか、お聞きしました。すると次回の会見で驚愕の答えを頂きました。

回答は

水晶体の等価線量: 3 0 0 mSV/y

皮膚の等価線量 : 1 0 0 0 mSV/y

つまり、事故以前の緊急作業時のまま。全身の実効線量の線量限度は1 0 0 mSV→2 5 0 mSVに上がっているのに、水晶体と皮膚の等価線量の線量限度はそのままなんです。

そんなことは物理学的に可能なの？

ちなみに

等価線量＝吸収線量×放射線荷重係数

実効線量＝等価線量×組織荷重係数

で、全身の実効線量はそれぞれの部位の実効線量の総和なのです。そして荷重係数は、例えば皮膚は0. 0 1、甲状腺は0. 2。なので実効線量と等価線量は相関関係にあるのです。

安全委員会にぶら下がりでお聞きすると（安全委員会の方に超お詳しい方がいらっしゃって）全身の実効線量は各部位の実効線量の総和だけれど、そこに水晶体は入っていない、とのこと。

平成1 0年6月の放射線審議会、ICRP 1 9 9 0 勧告の国内制度への取り入れについての意見具申を読むと、

「実効線量に寄与しない眼の水晶体及び局所的な被ばくとなることが多い皮膚については、実効線量限度だけでは防護上必ずしも十分とはいえない組織であることから、等価線量限度として、眼の水晶体については年1 5 0 mSv、皮膚については任意の1 cm²にわたり平均して年5 0 0 mSv並びに手及び足については年5 0 0 mSvを勧告している」

とあります。全身の実効線量の総和には計算に入れないけど、実効線量限度だけでは防護できないから、等価線量限度を定める、ということらしいのです。

そしてこの意見具申には気になる一文もあります。

「緊急時作業において眼の水晶体または皮膚の等価線量が制限因子になることも考えられることから、これらについても緊急時の限度を規定すべきであり、眼の水晶体については3 0 0 mSv、皮膚については1 Svとすることが適当である」

眼の水晶体、皮膚の等価線量が制限因子になる、とは具体的にどういう意味なんだろうね？ 文科省に説明を求めています。けど会見でどの文書か教えてください、わかりません、と言われたので、あれ？ 質問の中に丁寧に説明したのにな？ と思いながら、ぶら下がりのときにお話ししに行きました。

——これです、文科省のHPに載ってるんですよ？

文科省伊藤審議官「ああ1 0年前の文書ですね。古いですね」

——いやだって、これ現行の法令の根拠となる文書ですよ？ 2 0 0 7 勧告の取り入れはまだだから、現在日本国内では1 9 9 0 勧告が反映されてるじゃないですか、その議事録を、古いですね、とおっしゃられても...？ じゃ、放射線審議会で早く2 0 0 7 勧告や最近の勧告を取り入れたらいいじゃないですか？

文科省伊藤審議官「今、検討しています」

じゃー古いとかおっしゃってる場合じゃないでしょ？ とか思いましたわね。

この件は回答待ち、そして電離則第4 5条によると、

「事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、労働者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた実効線量、目の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。」

とあります。

——東京電力さん、この記録は保存してありますか？　今まで作業員の方々は全身の実効線量しか公表されてませんが、水晶体と皮膚の等価線量も公表してください。

東京電力・松本さん「確認します」

——確認、といいますか、これは記録されているはずなのですが、公表できないということでしょうか？

東京電力・松本さん「どのような形で記録されているか確認します」

そして次の6日の会見で回答を頂きました。

東京電力・松本さん「全身の実効線量と水晶体、皮膚の等価線量は同じ値を記入しています」

——同じ値？　実効線量と等価線量は異なるはずですが、測定していないということでしょうか？

東京電力・松本さん「はい、実効線量を等価線量に代用しています」

——ということは、680 mSV被爆された方は、水晶体の等価線量は680 mSVということですか？

東京電力・松本さん「はい、そうなります」

——では...そうすると...水晶体の等価線量が放射線白内障のしきい値を超えてしまうのですが？

東京電力・松本さん「はい、越えています。数値的には越えていると思います」

わー、なんてこと！

しかし会見の終わりに、「今まで高線量被曝された方々は内部被曝がほとんどなので、外部被曝によらないので、放射線白内障のしきい値は越えていない、と考えられる」と追加回答されていましたが。

実用炉規則も第7条で線量の記録を5年間保持とあり、第9条で全身の実効線量と水晶体、皮膚の等価線量の線量限度を定めています。

保安院に実用炉規則で定められているのに、東京電力は全身の実効線量を等価線量と代用しているがいいのでしょうか？　違法じゃないでしょうか？

文科省には放射線審議会でも1990年勧告の取り入れをして国内の電離則と実用炉規則に反映されましたが、実効線量と等価線量を同じにするのは違法じゃないでしょうか？

それぞれ聞きましたが、同じお答え。

状況による。ケースバイケース。では、代用してはいい状況、代用してはいけない状況を教えてほしい、と言っているのですが、そのときどきの状況、という回答しか返ってきません。

園田政務官には労働局の通達による健診に水晶体の検査が抜かれていることについて把握しているか、どういった理由か、とお聞きしていましたが、回答は

園田政務官「白内障は医師の診断で、本人から申し出があれば検査する」

——いやいや、自覚症状である水晶体周辺部皮質混濁という確定的影響が出てから診断しても遅いでしょうよ！

園田政務官「東京電力がきちんとやっています」

——ああ、また冒頭の亡くなった方々への行政解剖の指示についての解答とおなじ！

ICRPにお詳しい安全委員会にも聞いてみました。ICRP勧告でも過大被曝した従事者には特殊健康診断（血液検査、水晶体の検査、皮膚の検査）をするように、とありますからね。

すると、実効線量を等価線量に代用することについて、ただちに違法かどうかはお答えしかねる、担当管理部局が回答する事例、とのこと。

つまり電離則違反かどうかは厚生省の労働局、実用炉規則違反かどうかは保安院で、ということです。放射線審議会も文科省の組織なんだけどICRP勧告の取り入れの議論をするだけなんだよね。

現在の福島第一原発の事故収束の緊急作業では、申しわけないですが、線量はとても高い状況で被曝しながらの作業となっていることでしょう。

それならば、せめてきちんと健康管理と検査を通常時以上に行なって、早期発見、早期治療につなげてほしいのです。

しかし、全く反対の状況のようです。

あら、短くするつもりが長くなってしまいました、いわき市のシンポジウムや飯館村民によるシンポジウムもまだまだ書きますよ、なので不定期更新になるからお読みくださいませよ！

作業員の方々の状況は、全く報じられないので、予想はしていますが、あまり想像つかないですね。

私は医学部生命科学科を中退しましたが、そこは臨床医にはならず研究専門のところなんだけれど、一番学んだことは、お医者さまにはいいお医者さまと悪いお医者さまがいらっしゃることです！

お医者さま、というと神さまみたいな良心の固まり、と思いがちなんだけど、もちろんそういう方もいらっしゃるけど、そうでない方も多いんですよね。なので患者としていかに賢く診療を受けるか、ということが一番思い知りました。だってお医者さまのクラスの人、みんなお医者さまになって、わーこの人の診察受けたくないわーていう友達けっこう多かったんだよね！ 患者として、お医者さまの診療・治療をなすがままに受け入れる怖さ、ある程度患者としても知識がいるし、お医者さまは選ばないといけない、ということは20歳のときから知っていました。

でも、ニュースも同じだったんだよね！

TV、新聞の記者さまも、お医者さまと同じように、全て良心、正義、公平公正の固まりというわけではなかった！ 当たり前なのになぜ気付かなかったんだろう！？

患者のときと同じように、誠実でないニュースもある、ということを知ったうえで、賢く接さないといけなかったわけですよ！

ううん、もう私のバカ！

そして、TVニュースは四角い箱の中で、リビアもロンドンも福島も、どこか遠いところの、自分と離れたところのお話のように感じちゃうけれど、TVニュースに絶対の信頼を置かずに、TVニュースを捨てたとき、自分で知って考えて想像し始め、福島と自分が地続きなのを感じました。四角い箱の遠い話でなくて、今この瞬間に起きてる、私の生活と同時進行している、電車に乗ったら数時間で着く、福島と私はつながっていました。

福島第一原発の作業員の方々のことは、あまりTVでも新聞でもニュースにならないけど、今も実際、大変な被曝をされながら、働いてらっしゃいます。

サニーさんとお話をするとき、被曝線量をお聞きするとき、なんと返事をしたらよいのか、ずっと考えてますが、わかりません。

外からで申し訳ないけど、私はできうる限りのことをします、サニーさんや作業員の方々が、きちんと健康管理されるよう、今もこれからもちゃんと補償されるよう、とにかくできうる限りのことをします、そう言いました。

【今週の針金】

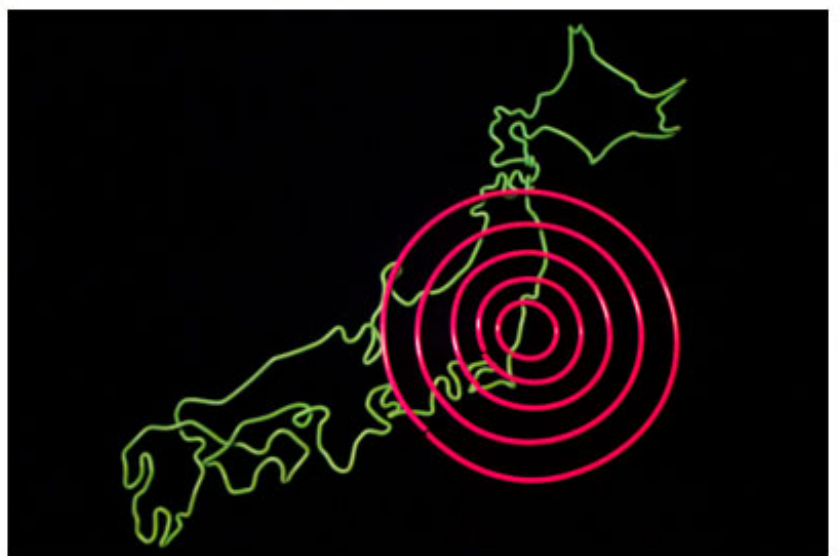
あら、台風？

いえいえこれは台風より恐ろしい原発事故です。

« [【政策提言】放送通信の免許事業・監理を独立機関へ](#) ←前の記事

[おしどりマコ](#) プロフィール: アコーディオンと針金の『おしどり』吉本所属の芸人です☆シャンソンと猫を愛しています。相方、ケンパルとは死んでもまた巡りあって仲良くなるでしょう。 <http://oshidori-mako.laff.jp/>

投稿日: 2011年10月16日. 投稿カテゴリ



リー: [FEATURE](#), [おしどりマコ](#), [原発](#)
[関連](#), [最新ニュース](#), [未分類](#).



3 users

